

- 農林水産省及び全国農業会議所が作成している外国人技能実習制度のパンフレットについて改訂を予定。
- 今年度内の改訂を予定しており、でき次第、農林水産省のHPにて公表予定。

【改訂の主なポイント】

- 技能実習3号以降時の一時帰国については、実習開始前だけでなく、実習開始後1年以内であれば、1か月以上1年未満の一時帰国を行うことが可能である旨追記。

→令和元年9月6日付け技能実習法施行規則の改正によるもの。

- 「販売業務」についても、関連業務と認められた場合は実施可能である旨を明記。

→元々、実施可能であったが、パンフレットには明記されておらず。「技能実習のあり方に関する検討チーム報告書」でも可能であると記載されているため明記するもの。

- 労働関係法令の遵守に関するページを新設

※会議所のパンフレットは、働き方改革関連法に関する記述を追記。

農業者の皆様へ

外国人技能実習制度が 変わりました

～特に押さえておくべきポイントとは～



I 外国人技能実習法の施行に伴い、制度が変わりました！

技能実習の流れ

外国人を受け入れる前の準備

技能実習生の受け入れ申込み

技能実習の開始



技能評価試験の受検



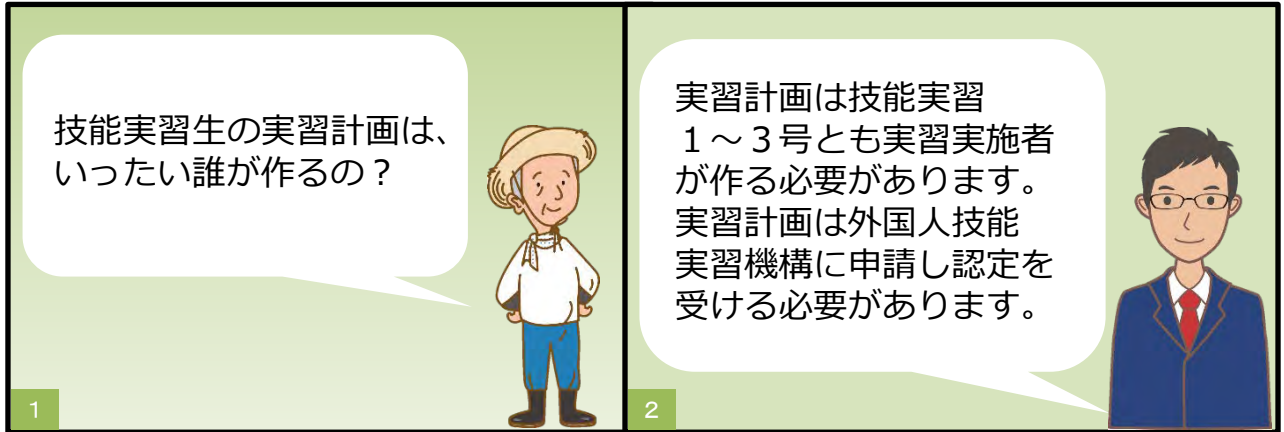
帰国



新制度のポイント

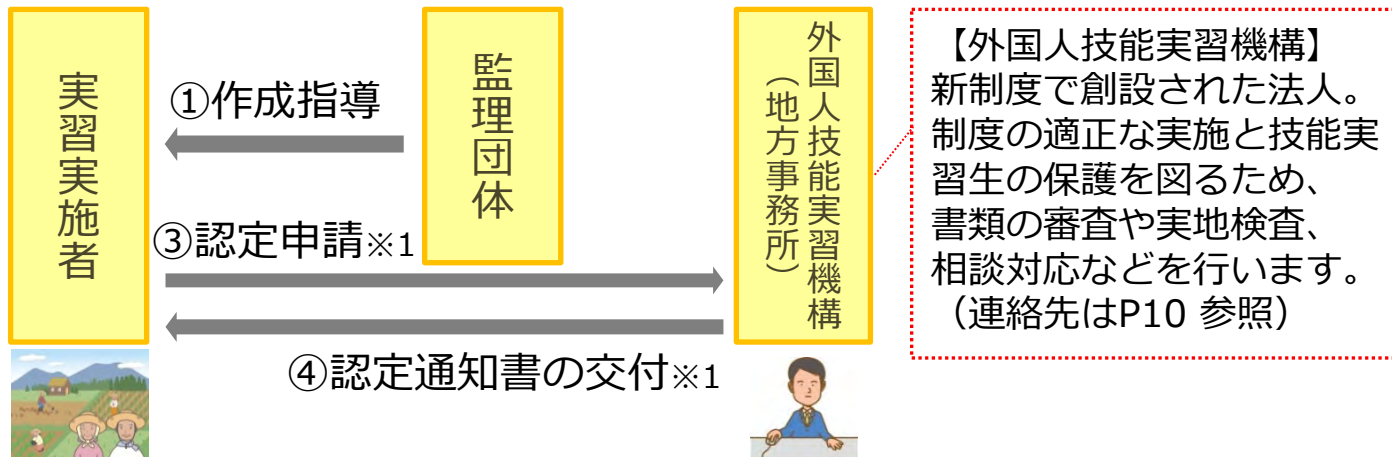
- 1 技能実習計画の作成・認定が必要となりました。→P2
- 2 技能実習責任者を配置する必要があります。→P3
- 3 技能実習生の宿舍の基準が決まりました。→P4
- 4 許可を受けた監理団体から技能実習生を受入れます。→P5
- 5 優良な実習実施者・監理団体は、実習期間と受入人数枠が拡大されました。→P6
- 6 技能実習の開始後、届出が必要となりました。→P7
- 7 技能実習生に対する、人権侵害行為等に罰則が設けられました。→P7
- 8 技能実習生は評価試験を受検する必要があります。→P8

1 実習実施者は技能実習計画を作成し、認定を受ける必要があります。



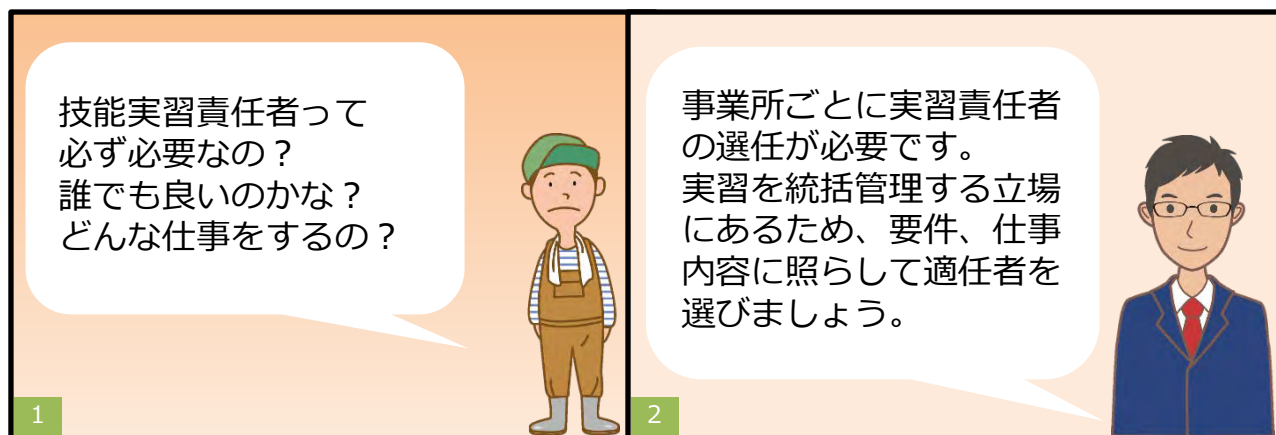
- (1)新制度においては、監理団体の指導の下、実習実施者が実習計画を作成します。
- (2)新制度においては、移行対象職種・作業のうち、互いに関連した職種・作業であれば複数の職種の作業を組み合わせた実習が可能となりました。
- (3)実習開始予定日に間に合うよう、1号であれば実習開始の4ヶ月前、2号・3号であれば実習開始の3ヶ月前までに申請する必要があります。（なお、申請は監理団体に委任し、監理団体が行うことも可能です。）

②作成



※1 監理団体に認定申請を委任した場合、③、④はいずれも監理団体を経由することになります。実習計画の認定後、監理団体は出入国管理及び難民認定法に基づく在留資格認定証明書交付申請（地方入国管理局の標準審査期間 2 週間）を行い、その後、技能実習生は入国することになります。

2 技能実習責任者を配置する必要があります。



要件

- (1)実習実施者又はその常勤の役員若しくは常勤の職員であること※1
- (2)技能実習指導員、生活指導員など、実習に関与する職員を監督する立場にあること※2
- (3)過去3年以内に技能実習責任者を対象とした養成講習を修了していること※3

仕事の内容

技能実習に関与する職員の監督、技能実習の進捗状況の管理のほか、以下の事項の統括管理を行います。

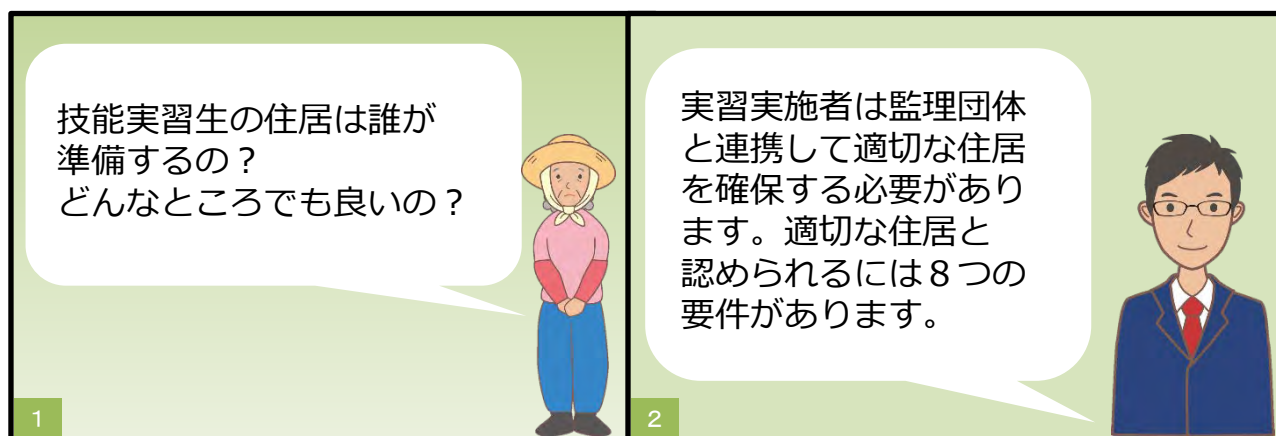
- (1)技能実習計画の作成
- (2)技能実習生の技能等の評価
- (3)外国人技能実習機構又は監理団体に対する届出、報告、通知等の手続き
- (4)帳簿書類の作成及び保管、実習実施状況報告書の作成
- (5)監理団体との連絡調整 など

※1 実習責任者は指導員等を監督する立場にあることから、新人職員を名ばかりの実習責任者に選任することはできません。

※2 実習責任者は技能実習指導員及び生活指導員と兼務することも可能です。

※3 経過措置期間（2020年3月31日まで）は受講しなくとも技能実習責任者になれますが、経過措置期間が終了するまでの間にこの講習を受講しましょう。

3 技能実習生が居住する適切な宿泊施設の基準が決まりました。



住居の要件

- (1) 宿舎は火災による危険のある場所、衛生上有害な作業現場、被災の恐れがある場所などの付近を避けること
- (2) 寝室が2階以上にある場合は、簡単に屋外に通じる階段を2カ所以上設けること
- (3) 十分な消火設備を設置していること
- (4) 寝室は一人一人の十分なスペースを確保し、日当たりが良く、採暖の設備を設けること
- (5) 就眠時間が違う2組以上の実習生がいる場合、寝室を別にする
- (6) 食堂又は炊事場は衛生環境を整備し、病害虫を防ぐこと
- (7) トイレ、洗面所、洗濯場、浴場を設置し、清潔にすること
- (8) 宿泊施設が労働基準法に基づく「事業の附属寄宿舍」に該当する場合は、所定の届出等を行っていること

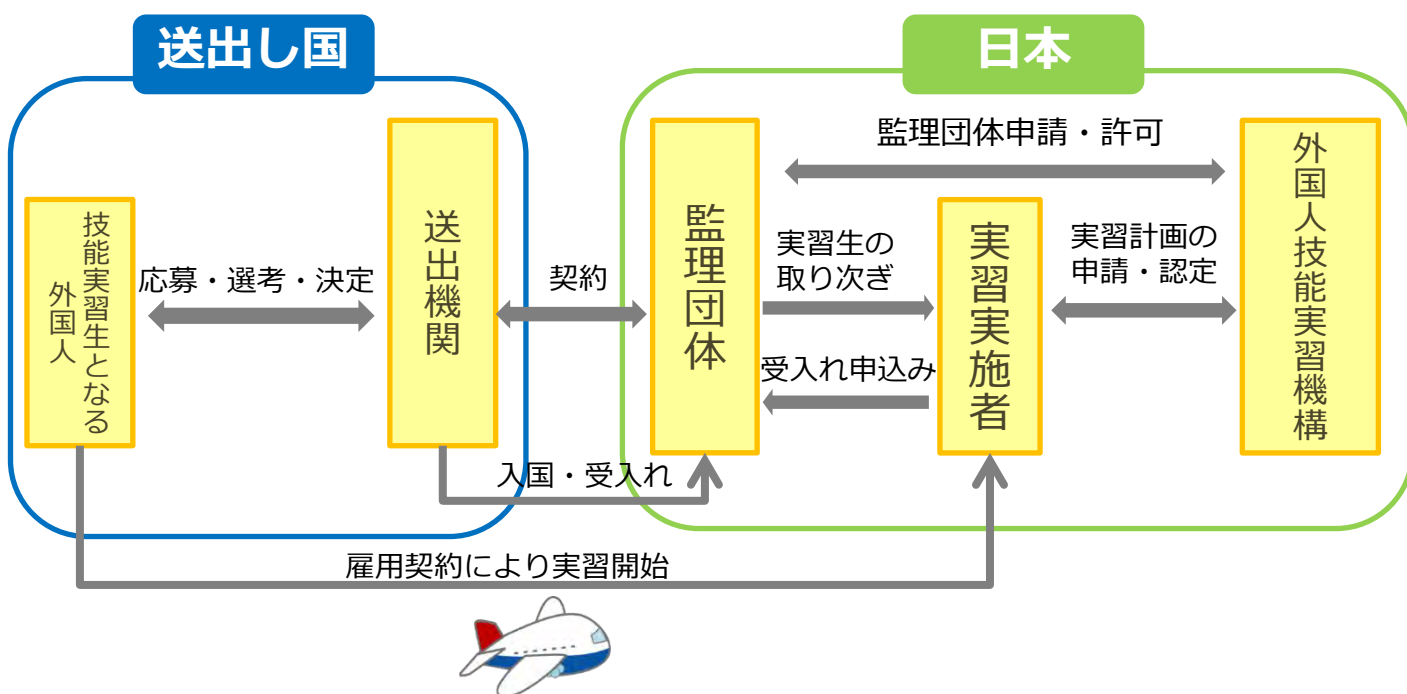
※ 旧制度から技能実習生を受け入れている宿泊施設については、その広さや設備等が上記の基準を満たさない場合であっても、別途代替措置などを講ずることにより適切な住居と認められる場合があります。事前に技能実習機構にご相談下さい。

4 許可を受けた監理団体から技能実習生を受け入れる必要があります。

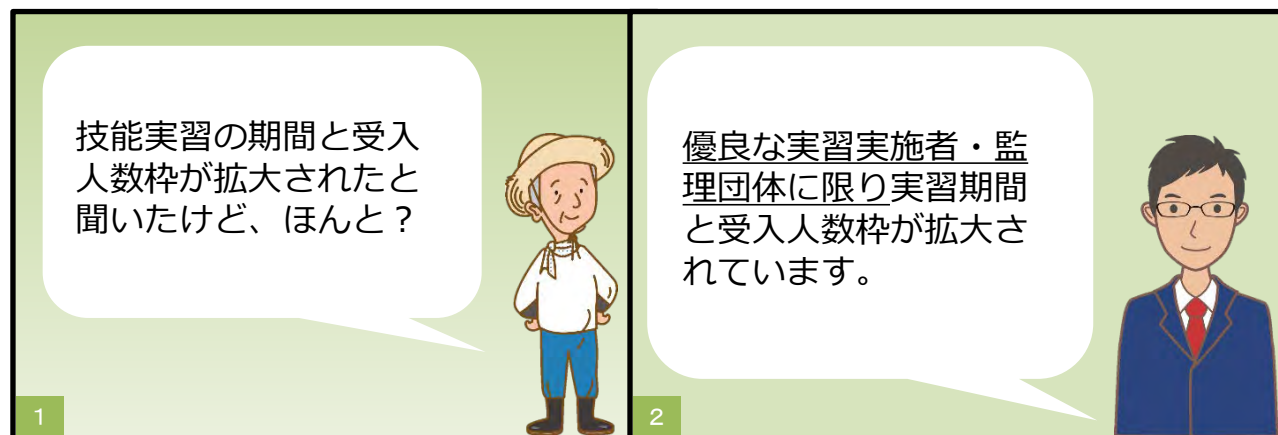


監理団体には、

- ・ 技能実習 1 号（1 年目）／ 2 号（2 年目・ 3 年目）のみ受入れができる団体
 - ・ 3 号（4 年目・ 5 年目）も含めて受入れができる団体
- がありますので、事前にご確認ください。



5 優良な実習実施者・監理団体は実習期間と受入人数枠が拡大されました。



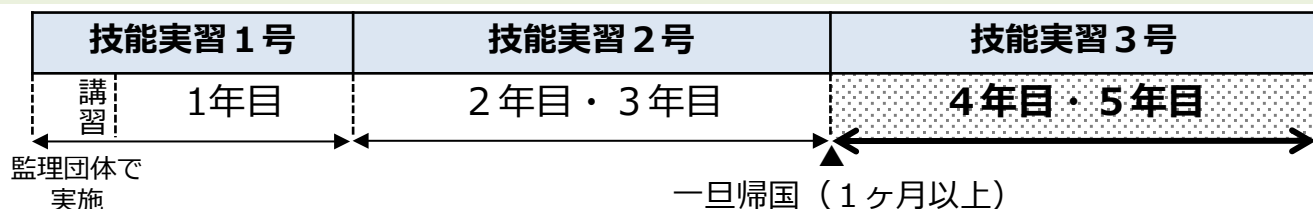
優良な実習実施者の要件

以下の要件について、ポイント制（120点満点）で72点以上であれば、優良な実習実施者とみなされます。

- | | |
|----------------------|----------------------|
| (1)技能等の修得等に係る実績（70点） | (2)技能実習を行わせる体制（10点） |
| (3)技能実習生の待遇（10点） | (4)法令違反・問題の発生状況（5点※） |
| (5)相談・支援体制（15点） | (6)地域社会との共生（10点） |
- （※ 違反は大幅減点）

実習期間の拡大

- (1)最大5年間（技能実習3号）の技能実習が可能となりました。
 (2)技能実習生は技能実習3号に移行する場合、2号修了後1ヶ月以上、一旦帰国する必要があります。



受入人数枠の拡大

例えば、実習実施者の常勤の職員数が30人以下である場合、右の表の技能実習生を受け入れることができます。

※1 常勤の職員数が31人以上の場合、人数枠は変わります。

※2 受け入れられる人数制限が、1～3号それぞれで設けられています。次の人数を超えてはなりません。

- 1号：常勤職員数 2号：常勤職員数の2倍
 3号：常勤職員数の3倍

（例）実習実施者の常勤の職員数が30人以下である場合の人数枠

	通常の場合	優良の場合
技能実習 1 号	3人	6人
技能実習 2 号	6人	12人
技能実習 3 号	－	18人
合計	9人	36人

6 技能実習の開始後、技能実習機構に届出が必要となりました。



- (1) 実習を開始したらすぐに技能実習機構へ届出をして下さい。
- (2) 実習期間中、技能実習生に従事させた業務などを記載した帳簿書類を作成する必要があります。
- (3) 監理団体の指導を受けて、実習実施状況に関する報告書を作成し、毎年1回、技能実習機構に提出する必要があります。

7 技能実習生に対し、人権侵害行為等を行った場合、罰則が設けられました。



技能実習生への人権侵害行為などを行った場合、1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金などの罰則があります。

8 技能実習生は技能評価試験を受検する必要があります。



- (1) 1号修了時においては、実技試験と学科試験の受検が必須です。
2号・3号修了時においては、実技試験の受検が必須ですが、学科試験についても受検することが推奨されます。
- (2) 2号・3号の技能実習に移行するためには、それぞれ前段階の技能実習において目標とした試験に合格している必要があります。
- (3) 農業職種の技能評価試験の日程は全国農業会議所のホームページ（下記URL）で確認できます。

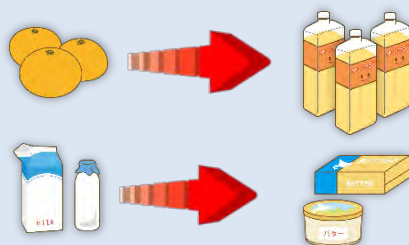
<https://www.nca.or.jp/support/farmers/examination/schedule.html>

Ⅱ 技能実習制度でできるようになったこと。

1. 技能実習生は農作業以外に農畜産物を使用した加工の作業の実習を行うことができるようになりました。

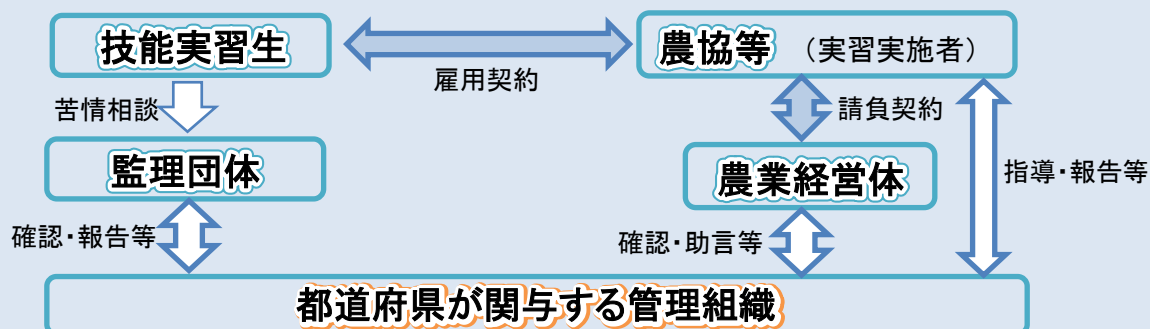
例えば・・・

- ・ 果物を材料としたジュース、ジャム等の製造
- ・ 牛乳を原料としたチーズ等の製造



！ 加工作業への従事は実習時間全体の2分の1以下に限られます。

2. 農協が実習実施者となって、通年で技能実習生を受け入れることができるようになりました。



- ！ 請負契約において、農業者の方が実習生に指示を行うことはできません。
- ！ 都道府県の関与による一定の管理体制が必要です。

お問い合わせ

「外国人技能実習制度」に関するお問い合わせは

- 外国人技能実習機構 T E L : 03-6712-1523 (代)
- 監理団体部 (監理団体の許可に関すること) T E L : 03-6712-1923
- 地方事務所・支所 (技能実習計画の認定に関すること)
※【 】内は担当区域
- 札幌事務所【北海道】 T E L : 011-596-6470
- 仙台事務所【青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県】
T E L : 022-399-6326
- 東京事務所【栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県】
T E L : 03-6433-9211
- 水戸支所 (東京事務所)【茨城県】 T E L : 029-350-8852
- 長野支所 (東京事務所)【新潟県、長野県】 T E L : 026-217-3556
- 名古屋事務所【岐阜県、静岡県、愛知県、三重県】 T E L : 052-684-8402
- 富山支所 (名古屋事務所)【富山県、石川県、福井県】 T E L : 076-471-8564
- 大阪事務所【滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県】
T E L : 06-6210-3351
- 広島事務所【鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県】 T E L : 082-207-3123
- 高松事務所【徳島県、香川県】 T E L : 087-802-5850
- 松山支所 (高松事務所)【愛媛県、高知県】 T E L : 089-909-4110
- 福岡事務所【福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県】 T E L : 092-710-4070
- 熊本支所 (福岡事務所)【熊本県、宮崎県、鹿児島県】 T E L : 096-223-5372

農業分野における「外国人技能実習制度」に関するお問い合わせは

- 一般社団法人 全国農業会議所 T E L : 03-6910-1124 (代)

その他具体的な内容やご相談等については、下記までお問い合わせください。

- 北海道農政事務所生産経営産業部担い手育成課 T E L : 011-330-8809
- 東北農政局経営・事業支援部経営支援課 T E L : 022-221-6217
- 関東農政局経営・事業支援部経営支援課 T E L : 048-740-0394
- 北陸農政局経営・事業支援部経営支援課 T E L : 076-232-4238
- 東海農政局経営・事業支援部経営支援課 T E L : 052-223-4620
- 近畿農政局経営・事業支援部経営支援課 T E L : 075-414-9055
- 中国四国農政局経営・事業支援部経営支援課 T E L : 086-224-8842
- 九州農政局経営・事業支援部経営支援課 T E L : 096-300-6375
- 内閣府沖縄総合事務局農林水産部経営課 T E L : 098-866-1628

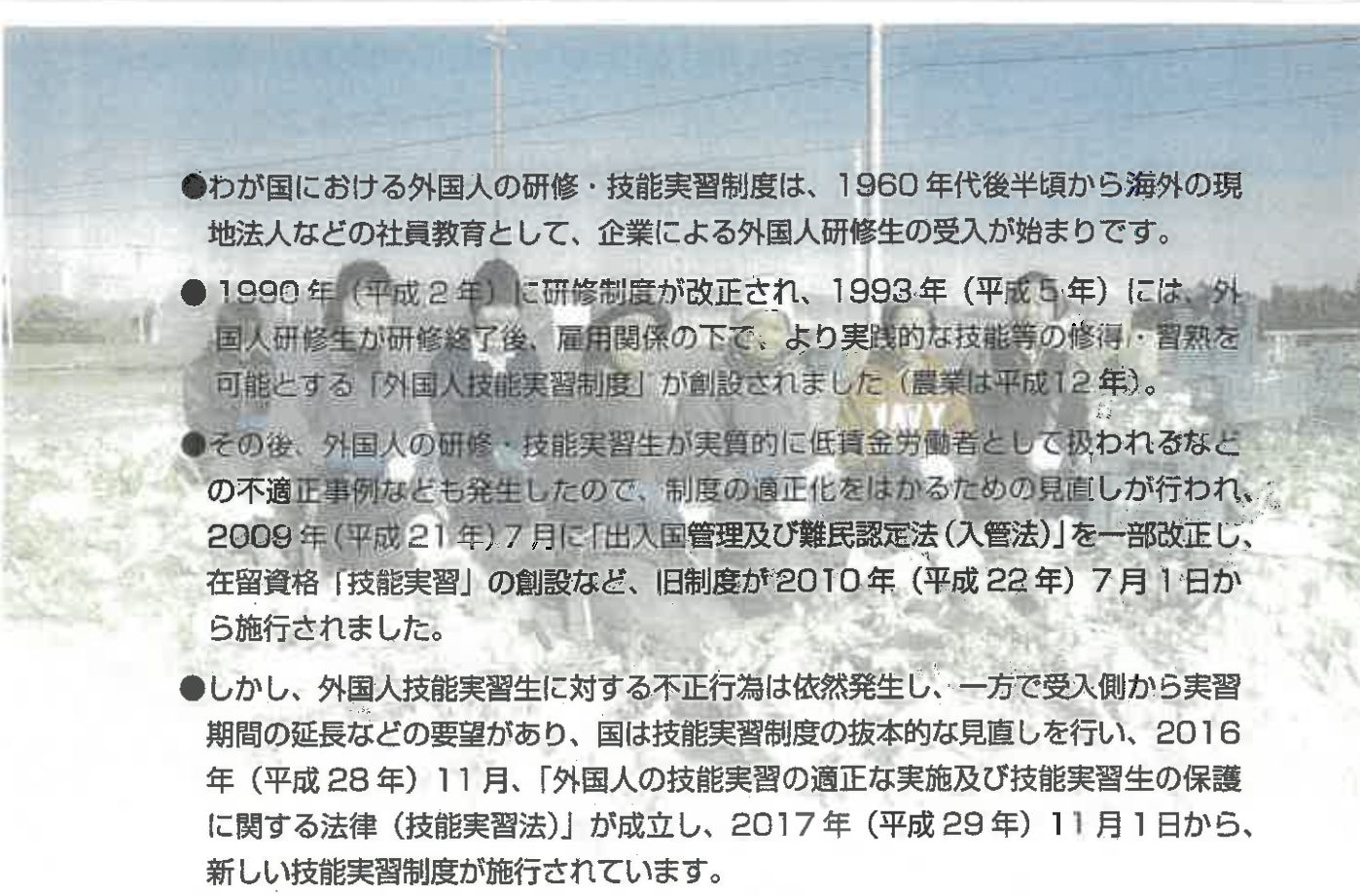
- 農林水産省経営局就農・女性課 T E L : 03-6744-2162

農業分野における 新たな外国人 技能実習制度の概要

2020年
3月

一般社団法人 全国農業会議所



- 
- わが国における外国人の研修・技能実習制度は、1960年代後半頃から海外の現地法人などの社員教育として、企業による外国人研修生の受入が始まりました。
 - 1990年（平成2年）に研修制度が改正され、1993年（平成5年）には、外国人研修生が研修終了後、雇用関係の下で、より実践的な技能等の修得・習熟を可能とする「外国人技能実習制度」が創設されました（農業は平成12年）。
 - その後、外国人の研修・技能実習生が実質的に低賃金労働者として扱われるなどの不適正事例なども発生したので、制度の適正化をはかるための見直しが行われ、2009年（平成21年）7月に「出入国管理及び難民認定法（入管法）」を一部改正し、在留資格「技能実習」の創設など、旧制度が2010年（平成22年）7月1日から施行されました。
 - しかし、外国人技能実習生に対する不正行為は依然発生し、一方で受入側から実習期間の延長などの要望があり、国は技能実習制度の抜本的な見直しを行い、2016年（平成28年）11月、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）」が成立し、2017年（平成29年）11月1日から、新しい技能実習制度が施行されています。

目次

I 外国人技能実習制度の趣旨・概要	3
II 新たな外国人技能実習制度の仕組み	4
1. 制度見直しのポイント	4
2. 技能実習法に基づく制度のタイプと流れ	4
3. 技能実習の区分と在留資格	6
4. 技能実習生の受入れ	7
5. 技能実習生の活動	9
6. 監理団体と実習実施者（受入農業者・農業法人）の役割	9
III 外国人技能実習生の受入手順	12
1. 技能実習生の受入れに必要な手続の流れ	12
2. 技能実習生の募集・選抜・雇用契約締結等	12
3. 技能実習生の要件・在留手続	13
4. 技能実習計画の作成と認定及び履行・確認	14
5. 「技能実習計画」の作成にあたって	15
6. 技能実習制度でできるようになったこと（2017年9月～）	16
7. 労働関係法令等の遵守	16
8. 技能実習生の保護と罰則規定	18
IV 外国人技能実習生受入れ実態調査における優良事例等	20
V 新たな外国人材受入れ制度	21
VI 農業技能実習評価試験（初級、専門級、上級）の概要	22

農業技能実習事業協議会決定第 1 号
平成 3 0 年 6 月 5 日

最終改正：令和 2 年●月●日

農業技能実習事業協議会運営要領

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」という。) 第 54 条第 5 項の規定に基づき、農業技能実習事業協議会（以下「事業協議会」という。）の組織及び運営に関し次のように定める。

（目的）

第 1 条 事業協議会は、その構成員が相互に連絡を図ることにより、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に有用な情報を共有し、構成員の連携の緊密化を図るとともに、農業の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行うことを目的とする。

（組織）

第 2 条 事業協議会の構成員及びオブザーバーは、別紙のとおりとする。

2 事業協議会は、前項に規定するもののほか、必要と認める者をその構成員又はオブザーバーとして加えることができる。

3 事務局は、構成員と協議の上、構成員を変更することができる。

（事務局）

第 3 条 事業協議会の庶務は、農林水産省経営局就農・女性課（以下「農林水産省」という。）において処理する。

（会議の招集）

第 4 条 農林水産省は、必要に応じ、構成員及びオブザーバーを招集し、会議を開催する。

2 前項の場合において、農林水産省は、構成員及びオブザーバーのうち、当該会議に係る協議事項等に関係する者のみを招集することができる。

3 構成員及びオブザーバーは、会議の議事に鑑みて適当な者を会議に出席させることができる。

4 農林水産省は、会議の議事に鑑みて必要があると認めるときは、構成員及びオブザーバー以外の者に会議への出席を求めることができる。

5 農林水産省は、やむを得ない事由により事業協議会を招集できない場合、議事の内容を記載した書面を構成員及びオブザーバーに送付し、その意見を徴し又は賛否を問

うた上、構成員の了承をもって会議における協議に代えることができる。

(協議等)

第5条 事業協議会は、農業の実情を踏まえ、次に掲げる取組について協議又は情報共有を行うものとする。

- 一 農業関係技能実習の実施状況及び課題の把握並びに対応方策の検討
- 二 不正行為に対する横断的な再発防止策
- 三 農業協同組合又は農産物の共同出荷・販売を行う法人（以下「農業協同組合等」という。）が実習実施者となって農業者との農作業請負契約に基づき行う技能実習（以下「農作業請負方式技能実習」という。）に関する取組
- 四 構成員に対する必要な情報の提供その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組

2 会議において、構成員はオブザーバーの意見を求めることができるほか、オブザーバーは自ら意見をすることができる。

(農作業請負方式技能実習)

第6条 事業協議会は、農作業請負方式技能実習を実施する際に講ずべき事項等について別途ガイドラインを定める。

2 事業協議会は、農作業請負方式技能実習を適正かつ円滑に実施するため、農作業請負方式技能実習を実施する実習実施者が所在する都道府県に、次に掲げる取組を行う事業協議会支部を設置する。

- 一 農作業請負方式技能実習に係る技能実習計画等の確認及び同技能実習が適正に実施されることが確認できた際の通知に関すること。
- 二 当該技能実習の実施状況の確認に関すること。
- 三 監理団体、実習実施者、請負契約を締結した農業経営体への指導・助言に関すること。
- 四 実習実施者に対する現地確認・指導に関すること。
- 五 農業関係技能実習の実施状況及び課題の把握並びに対応方策等の検討、構成員への必要な情報の提供その他農作業請負方式技能実習の適正かつ確実な実施のために必要なこと。

(議事の公開等)

第7条 会議は、原則として非公開とするが、会議資料及び議事要旨は、原則として公表する。

(雑則)

第8条 この運営要領に定めるもののほか、事業協議会の組織及び運営に必要な事項は、事業協議会において定める。

(別紙)

農業技能実習事業協議会 構成員及びオブザーバー

1. 構成員

【監理団体・実習実施者の関係者】

公益社団法人日本農業法人協会
全国農業協同組合中央会
一般社団法人全国農業会議所

【事業所管省庁】

農林水産省生産局園芸作物課
農林水産省生産局畜産部畜産企画課
農林水産省経営局就農・女性課

2. オブザーバー

~~法務省入国管理局入国在留課出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課~~
厚生労働省人材開発統括官海外人材育成担当参事官
外国人技能実習機構